

別表十四（七）付表三の記載の仕方

- 1 この明細書のⅠは、法人が令第123条の8第3項第3号ロ（特定資産に係る譲渡等損失額の損金不算入）（同条第9項、第11項及び第12項において準用する場合を含みます。）の規定の適用を受ける場合に記載します。

産譲渡等損失額から控除することができる金額等）の規定の適用を受ける場合に、同条第4項第1号に規定する時価純資産価額及び簿価純資産価額の算定の対象となる同項に規定する関連法人ごとに記載します。
- 2 この明細書のⅡは、法人が令第123条の9（特定資